

平成22年11月9日

証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会
商品先物市場タスクフォースによるG20ソウル首脳会議への
進捗報告書の公表

平成22年11月1日、証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会商品先物市場タスクフォース（ ）は、G20ソウル首脳会議への進捗報告書を公表しました。

日本（経済産業省、農林水産省及び金融庁）を含む16カ国が参加。

1. 背景

- （1）平成21年9月、G20ピッツバーグ首脳声明において、特に石油先物市場の監視・監督に関する要請が出されました（参考1）。これを受けて、証券監督者国際機構（IOSCO）は、商品先物市場規制当局で構成されるタスクフォース（商品先物市場タスクフォース）において、要請へ対応するための取組について検討しているところ、今般、G20ソウル首脳会議に対して進捗報告（参考2）を行いました。これは、本年6月のG20トロント首脳会議に対する報告（参考3）に続くものです。
- （2）商品先物市場タスクフォースのメンバー国は、日本の他、米国、英国、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港、シンガポール、サウジアラビア等16カ国です。

2. G20ソウル首脳会議への報告における勧告事項

（1）取引所外取引の透明性向上

- 各国規制当局は、G20要請と整合的な取引所外取引に関する措置（特に取引情報蓄積機関の設置）を働きかけるが、措置の適用にあたっては、石油デリバティブの取引所外取引の契約内容や取引慣行に基づいて、適用範囲を慎重に検討すること。
- 国境を越えて取引が行われているという実態を踏まえ、各国規制当局は、規制ギャップが生じないよう国際的連携を図ること。

（2）取引所取引の透明性向上

- 取引所取引について、市場参加者カテゴリー別での建玉（ポジション）が公表されることを推進する。

（３）現物取引の透明性向上

- 商品デリバティブ取引の価格発見機能が十分に発揮されるためには、原資産である商品現物に関する情報が適時適切に公表されていることが肝要である。このため、石油について、商品先物市場タスクフォースは、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギーフォーラム（IEF）及び石油輸出国機構（OPEC）に、石油現物に関する情報を適時適切に公表できるように更なる改善を促す。
- 取引所取引等に対して監督権限を有する商品先物市場タスクフォースメンバー当局は、取引所取引等において決済価格等として用いられている価格公表会社（例えばプラッツ、アーガス等）が公表する価格について、その信頼性を精査し、必要に応じて、価格公表会社に対して公表価格の信頼性を向上するよう働きかけること。

３．商品先物市場タスクフォースの今後の取組

商品先物市場タスクフォースは、取引情報蓄積機関の設置に向けて、国際スワップデリバティブ協会商品運営委員会（ISDA COSC）及び石油デリバティブ取引所外取引への主要参加者（CMD）と協力しつつ、取引情報蓄積機関を活用する取引及びデータ項目について検討する。

また、価格公表会社によって公表された商品現物価格が、取引所取引等に与える影響等を調査するために商品現物を担当する国際機関に協力する。

（本発表資料のお問い合わせ先）

商務流通グループ 商務課長 高島 竜祐

担当者： 中野

電 話： ０３ - ３５０１ - １５１１（内線 ４２１１）

０３ - ３５０１ - ６６８３（直通）

(参考1) G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明文(平成21年9月) 仮訳
抜粋 (1)

28. エネルギー安全保障及び気候変動

商品先物市場に関する証券監督者国際機構 (IOSCO) の勧告を実施し、また、関連監督機関に対し、我々の国内の商品先物市場においてトレーダーの持ち高が石油に大きく集中していることに関するデータを収集するよう求めることにより、エネルギー市場に対する規制監督を改善する。我々は、関連規制当局に対し、実施に向けた進捗に関し、次回会合で報告するよう求める。我々は、関連規制当局に対し、店頭石油市場の関連データも収集するとともに、過度な価格変動につながるような市場操作に対抗するための対策を講じることを指示する。我々は、可能な限り国際的に調整され、より詳細かつ構成要素に分かれたデータの公表を通じることを含め、商品市場に関する情報を更に精査し、改善することと呼びかける。我々は、IOSCO に対し、各国政府によるこれらの政策の作成及び実施、過度の変動に関するものも含めた更なる分析の実施、特定の勧告の策定を支援し、また、進展につき定期的に報告することを求める。

(1) 首脳声明文仮訳 :

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html

(参考2) G20 ソウル首脳会議に対する報告書概要 (2)

(1) 取引所外取引の透明性向上

取引参加者による取組

- 商品デリバティブ取引の価格発見機能が改善されるためには、取引所及び取引所外 (OTC) のデリバティブ取引並びに現物取引の透明性を向上させることが重要。
- 透明性や規制の現状を踏まえ、商品先物市場タスクフォースは、今般、特に石油デリバティブの取引所外取引の透明性向上策に取組んでいる。
- 石油デリバティブの取引所外取引の透明性向上のために、国際スワップデリバティブ協会商品運営委員会 (ISDA COSC) 及び石油デリバティブ取引所外取引への主要参加者 (CMD) の協力を得て、石油デリバティブの取引所外取引について実態調査を実施した。
- 実態調査では、現物決済を予定していない石油デリバティブ取引について、2010 年 5 月時点における、取引所や清算機関の利用割合、非清算契約への担保措置の実施状況等に関する調査を行った。回答社数は 41 (CMD 12 社及び非 CMD 29 社)。
- 実態調査の結果、(ア) 取引所、清算機関の利用割合は、それぞれ 55%、19% であること、(イ) 非清算契約の多くは担保措置が

取られていないこと、(ウ)クレジット・デフォルト・スワップ等他の取引所外取引に比して取引参加者が多様であること等が明らかになった。

- また、電子約定照合機関であるイーコンファーム社の協力を得て、石油デリバティブの取引所外取引について、地域分布を調査したところ、取引所外取引が最も活発に行われている地域はアジアであることが明らかになった。
- ISDA COSC 及び CMD は、取引情報蓄積機関の活用について幅広いコンセンサスが得られるよう取組を進めており、2011 年早期を目処に取引情報蓄積機関に関する提案を行う予定。
- 商品先物市場タスクフォースは、この業界による取組を推進している。

取引所外取引に関する法制度の整備

- 日本は2009年7月、米国は2010年7月にそれぞれ改正商品取引所法が成立し、取引所外取引に関する情報が収集可能となった。
- 欧州委員会は、取引所外取引に関する法制度の整備を進めている。
- 商品先物市場タスクフォースは、これらの法制度整備を評価する。

(2) 取引所取引の透明性向上

- 取引所取引の更なる透明性向上のために、米国商品先物取引委員会 (CFTC) が実施している市場参加者カテゴリー別での建玉 (ポジション) 公表制度について、商品先物市場タスクフォースメンバー当局間で共有を図った。

(3) 現物取引の透明性向上

原資産である商品現物に関する情報の公表

- 商品デリバティブ取引の価格発見機能が十分に発揮されるためには、原資産である商品現物に関する情報が適時適切に公表されていることが肝要。
- このため、石油について、商品先物市場タスクフォースは、国際エネルギー機関 (IEA)、国際エネルギーフォーラム (IEF) 及び石油輸出国機構 (OPEC) に、石油現物に関する情報を適時適切に公表できるように更なる改善を促す。

価格公表会社

- 東京コミュニケ (3) は、市場設計に関する指針及び市場監視及び情報交換に関する指針を示しており、取引所取引等の適切な運営のために有用であると認知されている。
- 価格公表会社 (例えばプラッツ、アーガス等) によって公表された情報は、決済価格として用いられる等、取引所取引等の設計において重要な役割を果たしている。

(2) G 2 0 ソウル首脳会議への報告書の原文

<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD340.pdf>

(3) 東京コミュニケ本文

<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/intl/tkyc.pdf>

(参考 3) G 2 0 トロント首脳会議への報告文書

<http://www.meti.go.jp/press/20100629001/20100629001.html>